

[判例評釈]

いじめ調査文書の条件付き提供・部分開示決定の違法性 (大津地方裁判所判決平成26年1月14日判例時報2213号75頁)

楢 崎 洋一郎

はじめに

学校で実際にいじめ行為が発生して生徒が被害を受けた場合、学校は、保護者と信頼協力関係を構築しながら、実態把握と生徒指導に取り組むべきである。その際、いじめ調査文書が学校から保護者へどれくらい提供・開示されるべきなのか¹が問題となる。

ところで、いじめ調査文書には、いじめ行為の被害者・加害者にかかる氏名や被害・行為内容が記載されている。これらの情報は、教育委員会が保有する

¹ いじめにかかる生徒作文の不開示をめぐる判例として、町田いじめ作文開示請求訴訟（以下「町田訴訟」）がある。この第一審判決（東京地方裁判所判決平成9年5月9日判例タイムズ967号130頁）は、自殺した女子中学生に関する生徒作文について、開示を予定して作成されたものではなく、生徒指導の資料として利用する場合、開示の範囲・方法・時期などが不適切であるがゆえに作成者に不利益を与えた場合には責任を問われることになることから、教育委員会による不開示決定を妥当と判断した。また、控訴審判決（東京高等裁判所判決平成11年8月23日判例タイムズ1021号175頁）は、自殺した女子中学生の親の開示請求権について、社会通念上、わが子にかかる個人情報と親自身の個人情報と見なすことができると論じつつ、教育委員会による不開示決定は妥当と判断した。また、いじめ被害にかかる報告義務をめぐる判例として、富山いじめ自殺報告義務訴訟（以下「富山訴訟」）がある。この第一審判決（富山地方裁判所判決平成13年9月5日判例時報1776号82頁）は、学校での生徒の状況やそれに対する教員の指導について、特に、生徒の生命・身体・精神などに重大な影響を及ぼすおそれがある、または、発生している場合、学校は、安全配慮義務に基づき、事態の状況・原因、および学校の対応等について、親権者に対して報告義務を負うと述べた。他方、報告義務の前提または補充として調査をする必要があるが、親権者に対する法的義務として、報告義務とは別個の調査義務を負っているとはいえないと述べた。

個人情報に該当することから、例えば、行政機関個人情報保護法に基づくと、利用・提供制限（8条）、措置要求（9条）、開示（12条～26条）などの対象となる。また、いじめ調査文書は、生徒によるアンケート調査の回答に基づいて作成されている。文書の形式・構成によっては、アンケート回答者の氏名を特定しうることから、行政機関個人情報保護法に基づけば、開示請求者以外の個人として、アンケート回答者の権利利益にも配慮せねばならない（14条）²。

本稿では、大津いじめ自殺事件の情報請求訴訟を素材にして、若干の考察を試みる³。

1. 事実の概要

（1）中学校による第1回アンケート調査の実施

平成23年10月11日、B中学校に在学の男子中学生Aが、自宅のマンション14階から飛び降りて自殺した。Aの父親である原告は、同級生の親から、Aがいじめを受けていたと知らされた。原告は、B中学校と教育委員会へ、在校生を対象とするいじめの存否に関するアンケートの実施を求めた。その際、原告は、校長Cへ、Aの自殺の原因についてアンケート調査の結果を在校生に見せながら独自に調査したいと考えていると話した。

10月17日、B中学校は、アンケート調査（以下「第1回アンケート調査」）を実施し、その結果を表の形式にまとめた「背景調査一覧表」（以下「本件一覧表①」）を作成した。10月19日、学年主任Dが原告宅へ訪問したところ、原告がアンケート調査の生徒回答の原本の閲覧を求めたため、校長Cは、原告へ、本件一覧表①を手交した。

その後、B中学校と教育委員会が協議し、原告へ、本件一覧表①につき、A

² 個人情報保護法制の体系について、宇賀克也『個人情報保護の逐条解説〔第3版〕』（2009年、有斐閣）20-23頁を参照。

³ 本件の判例解説として、大林啓吾「大津市いじめ関連文書に関する条件付提供の違法性〈大津地裁平成26年1月14日判決〉」季報情報公開・個人情報保護54号（2014年）17-20頁。

以外の個人名を黒塗りにしたものに差し替える旨を申し入れることにした。10月24日、校長Cと学年主任Dは、原告へ、本件一覧表①をもとにA以外の個人名を黒塗りにした「背景調査一覧表」（以下「本件一覧表②」）、および、生徒2名がワープロで作成したアンケート調査の回答（以下、「本件文書①」）の写しを手交したが、本件一覧表①の返却を申し入れたところ、原告が拒否した。そのため、校長Cは、原告へ、本件一覧表①②および本件文書①を部外秘とする旨の記載された確約書（以下「本件確約書」）への署名捺印を求めたのに対し、原告は、これに応じて提出した【争点1】。

（2）中学校による第2回アンケート調査の実施

11月1日、B中学校は、全校集会を開いた後、第2回アンケート調査を実施した。11月2日、教育委員会は、記者会見において、第1回アンケート調査の結果概要を公表し、生徒数名によるAへのいじめはあったが、いじめと自殺の因果関係については判断できなかったとし、背景調査を打ち切る方針であると述べた。

11月9日、B中学校は、第2回アンケート調査の結果を学年ごとにまとめた「全校集会を終えての感想」（以下「本件文書②ないし④」）を作成した。また、校長Cは、原告へ、第2回アンケート調査の結果につき、新しい情報はあまりない旨を口頭で報告した。

（3）自殺した男子中学生の父親によるアンケート調査関連文書の開示請求

教育委員会事務局は、開示請求よりも前に、B中学校から、本件一覧表原本の電子データと本件文書①の写しの提出を受けていた。しかし、本件文書①の内容が、本件一覧表原本の内容に反映されていると誤解していた【争点3】。

11月2日、教育委員会事務局は、校長Cから、第2回アンケート調査実施の報告を受けた。しかし、9日までに、本件文書②ないし④の提出は受けておらず、さらに、第2回アンケート調査の結果をまとめた資料の存在を確認していなかった【争点3】。

11月22日、原告は、天津市個人情報保護条例（以下「本件条例」）に基づき、Aの代理人として、教育委員会へ、Aに対するいじめの存否に関する記

載のある文書につき、開示請求を行った。これに対し、12月7日、教育長Eは、本件一覧表①および②の一部を不開示とした。これは、「項目」欄、「日時」欄、「場所」欄、「誰が」欄、「その他」欄、「何をどうした」欄、「ランク」欄の記載内容が不開示となっており、結局のところ、本件一覧表原本の記載内容のほとんどが不開示とされるものであった【争点2】。

(4) 第2回アンケート調査結果の公表

平成24年2月24日、原告およびAの母は、中学校教員らが、いじめを認識していたにもかかわらず、自殺を防止するために必要な措置を講じなかったと主張して、大津市を相手取り、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。

7月4日、教育委員会は、平成23年11月2日の記者会見の発表内容につき、「Aが自殺の練習をさせられていた」という生徒15名の回答が含まれていなかったことを公表した。7月9日、原告は、教育委員会へ、本件確約書による合意の拘束力について問い合わせたところ、教育委員会は、本件一覧表②と本件文書①には特定の個人を識別しうる情報は含まれていないことを理由に、拘束力を主張しないこととし、原告へ伝えた。7月10日、教育委員会は、記者会見において、第2回アンケート調査の実施と結果一部を公表した。また、原告へ、本件文書②ないし④を交付した。

7月11日、大津市議会の常任委員会（以下「本件常任委員会」）は、教育委員会へ、本件文書②ないし④の提出を求めた。また、原告は、教育委員会へ、本件一覧表②および本件文書①を併せて提出するように求めた。7月13日、教育委員会は、「誰が」欄および個人名が匿名処理された「背景調査一覧表」（以下「本件一覧表③」）、本件文書①ないし④を、本件常任委員会へ提出し、委員15名と傍聴人10名へ配布した。また、教育委員会とB中学校も、希望する保護者へ配布した。

2. 当事者の主張

(1) 原告の主張

(a) 【争点1】について

原告にとって、第1回アンケート調査の在校生の回答内容は、独自に聞き取り調査を進めるための重要な資料になるはずであった。しかし、校長Cから、本件確約書の署名・提出を求められたため、本件一覧表②を手元に有していながら、聞き取り調査においてこれを利用することができなかった。他方、教育委員会は、本件常任委員会において、委員や傍聴人へ、本件一覧表③および本件文書①ないし④を配布している。以上より、校長Cが原告へ本件一覧表②の部外秘を確約させる必要性はなかったことになるから、校長Cの行為は違法であり、原告はこれを利用してAの自殺原因を調査することができなかったため、精神的苦痛を受けた。

(b) 【争点2】【争点3】について

原告は、Aの自殺の真相を明らかにするため、調査において制約なしに利用できる資料を入手したいと考え、本件開示請求をした。しかし、教育長Eは、本件常任委員会において、傍聴人にさえ配布された本件一覧表③および本件文書①ないし④を開示せず、かつ、本件文書①ないし④についてはその存在すら明らかにしなかった。以上より、教育長Eは本件一覧表③および本件文書①ないし④を開示すべきであったのだから、教育長Eの行為は違法であり、本件処分により、精神的苦痛を受けた。

(2) 被告の主張

(a) 【争点1】について

本件条件付き提供につき、被告は、国家賠償法1条1項の責任を負う。本件各一覧表には在校生の個人情報が多く含まれていたことから、それらが漏示されることのないよう、校長Cは、本件確約書の提出を求めたのである。しかし、この行為は、原告の痛切な心情に対する配慮を欠くものであった。

(b) 【争点2】について

本件部分開示決定につき、被告は、国家賠償法1条1項の責任を負う。教育

長Eが本件一覧表の原本のうち①個人名と②アンケート調査に係る内容を不開示にしたのは、①②の部分が本件条例18条2号に該当すると判断したためである。また、②については、第三者へ漏示されると、今後、同種のアンケート調査において生徒・保護者から協力を得られなくなるおそれがあるから、本件条例18条7号ウに該当すると判断したためである。しかし、本件常任委員会において傍聴人にすら配布した部分を一部不開示としたことは、原告の痛切な心情に対する配慮を欠くものであった。

(c) **【争点3】** について

本件文書①、本件文書②ないし④の存在を明らかにしなかったことにつき、被告は、国家賠償法1条1項の責任を負う。教育長Eは、本来開示すべきであった本件文書①ないし④について、原告に対し、これらの資料を開示しなかっただけでなく、その存在を明らかにすることもしなかった。その結果、原告の痛切な心情を損なうこととなった。

3. 参照法令

○大津市個人情報保護条例第14条

実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えい防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする⁴。

○大津市個人情報保護条例第18条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなけ

⁴ 大津市ウェブサイト (http://www2.city.otsu.shiga.jp/reiki/reiki_honbun/x4000833001.html) を参照。大津市条例14条は、国の行政機関個人情報保護法9条とおおむね同じ文言であることから、本稿では、同趣旨とみて検討を行う。

ればならない。

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

七 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ⁵

○国家賠償法第1条第1項

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

4. 本判決

（1）条件付き提供の違法性

本件一覧表②の取り扱いについて一定の条件を付すること自体は、やむを得ない面があったといえる。しかし、被告も認めるとおり、本件各一覧表などの利用を一切禁止するまでの必要性はなかったというべきであり、原告への情報

⁵ 大津市ウェブサイト・同前を参照。大津市条例18条は、国の行政機関個人情報保護法14条とほぼ同じ文言であることから、本稿では、同趣旨とみて検討を行う。

開示に当たっては、原告の希望についても一定の配慮をすべきであったといえる。例えば、本件各一覧表等の写しを第三者に交付すること、本件一覧表①に記載された個人名を第三者に告知することを禁止するなどの条件を付した上で、本件一覧表②の利用を認めるという方法が考えられる。条件付きで提供するという校長Cの行為は、原告の予定していた調査を事実上不可能とする結果を生じさせたものと認められ、被告も承認するとおり、違法なものであったといわざるを得ない。

(2) 部分開示決定の違法性

本件一覧表①には、Aに対する行為をした者の個人名の記載が含まれていることからすれば、本件一覧表①を原告に対して何らの限定もなく開示した場合には、開示請求者であるA以外の「個人の権利利益を害するおそれ」がある（本件条例18条2号）。また、B中学校において今後のアンケート調査が困難になるおそれがあるから、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある（本件条例18条7号ウ）。このように判断したこと自体は、不当であったとはいえない。しかし、本件条例は、情報公開請求に対しては、原則として開示処分を行うことを旨としているのであるから（本件条例18条柱書）、処分時において上記のおそれがあるとはいえない部分についてまで、不開示とすることが許されるものではない。そして、本件処分がされた時点の状況として、本件一覧表①の記載内容のうち、Aに対して行為をした者の個人名及びA以外の個人名を除く部分については、上記のおそれがあったとまでは認められないから、違法といわざるを得ない。

(3) 本件文書①、本件文書②ないし④の存在を明らかにしなかったことの違法性

教育委員会事務局は、本件一覧表①の内容の確認を怠ったため、本件文書①が本件一覧表①に反映されているものと誤認し、さらに、第2回アンケート調査が行われたこと自体は認識しながら、B中学校に対して、同調査に基づいて作成された文書の有無を確認することを怠ったことから、本件文書②ないし④が存在することを認識しなかったものと認められる。教育長Eは、上記の経

緯により、本来開示すべきであった本件文書①ないし④について、その文書の開示の必要性を認識せず、またその存在を把握することなく、原告に対し、これらの資料を開示しなかつただけでなく、その存在を明らかにすることもしなかつたものと認められる。以上の行為は、本件条例上課された義務に違反するものであり、違法といわざるを得ない。

5. 本件の特徴

(1) 事実について

教育長Eの部分開示決定の時点で原告の手元にある文書は、「本件一覧表①」、「本件一覧表②」、「本件文書①」の写し、「本件文書②ないし④」である。つまり、本訴訟を提起する時点で、原告は、開示請求の対象文書をすべて手元に有していたのであり、本訴訟により、原告が新たに得られる情報は、なかつたのである。では、校長Cによる条件付き提供や教育長Eによる部分開示決定が損害賠償請求訴訟にまで発展してしまったのは、なぜだろうか。本判決は、前提事実として、校長Cが原告へ手交した本件一覧表①および②の記載内容が不十分であったこと、Aへのいじめがあったと判断したのに第2回アンケート調査の結果を待たずに背景調査の打ち切り方針を示したこと、平成23年11月2日の記者会見で第1回アンケート調査の結果概要として「Aが自殺の練習をさせられていた」という生徒15名の回答が含まれていなかったことなどが指摘されている。これらの校長Cや教育長Eの対応につき、原告が不誠実さを感じたということは、容易に推測される⁶。

(2) 対象文書について

本件において、校長Cによる措置要求、および、原告による開示請求の対

⁶ 長尾英彦によれば、B中学校は、当時、文部科学省認定の道徳教育実践研究事業指定校であった。そして、それによる問題として、「第1に、成果が急がれるあまり教員が多忙になり、生徒に目が届きにくくなるおそれがあること」、「第2に、推進校としての『名誉』を汚さないため、いじめがあっても目をそらしてしまう（見ぬふりをする）」ということ」を指摘する。長尾「いじめ問題に関する覚書」中京法学48巻3・4号（2014年）234-236頁。

象文書の中には、生徒によるアンケート調査の回答に基づいていじめの行為や被害についてまとめた背景調査一覧表がある。児童生徒の自殺が起きた際、文部科学省初等中等教育局長通知に基づいて背景調査が行われる⁷が、背景調査一覧表は、その結果をまとめたものである。本件では、Aの自殺直後から、その原因としていじめの存在が疑われていたため、原告はB中学校に対し、Aに対するいじめの存否について在校生を対象にアンケート調査を実施するように求め、B中学校はそれに応えた。背景調査一覧表を、筆者が実際に閲覧したわけではないが、その形式・構成としては、「項目」欄、「日時」欄、「場所」欄、「誰が」欄、「その他」欄、「何をどうした」欄、「ランク」欄があったことが、判決文から読み取れる。そして、生徒からのアンケート調査の回答をもとに、いつ（日時）、どこで（場所）、どの生徒が（誰が）、Aに対してどのような行為をしたのか（何をどうした）、どれくらいの程度の行為なのか（ランク）について、自殺の原因となった個々の事象（項目）に分けてまとめたものであると推測される。

(3) 争点について

本件が従前の情報請求訴訟と異なるのは、実施機関による部分開示決定に対

⁷ 文部科学省初等中等教育局長「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査のあり方について（通知）」(23文科初第329号)。児童生徒の自殺等が起きた際の背景調査実施の留意事項として、以下の点を挙げる。(1)学校・教育委員会は、遺族から速やかに要望・意見を聴取し、その後の学校の対応方針等を説明するのが重要であること。(2)学校・教育委員会は、全ての教員および関わりの深い在校生から当該児童生徒の状況について迅速に聴き取りを行い、この「初期調査」の経過について速やかに遺族へ説明する必要があること。(3)「詳しい調査」を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合、遺族が学校・教育委員会の主体となる調査を望まない場合、調査実施主体として医師・弁護士等を加えた調査委員会を設置するのが重要であること。(4)調査実施主体は、調査の計画を遺族へ説明して遺族と合意しておくとともに、在校生・その保護者へも説明して了解と協力を得ておくのが重要であること。(5)背景調査ではできるだけ客観的・総合的に分析評価を行う必要があること。(6)資料・情報の収集や調査結果の説明・公表に当たり、調査実施主体は当該児童生徒・遺族・在校生・その保護者のプライバシー・心情に配慮する必要があること。文部科学省ウェブサイト (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1318820.htm) を参照。

する取消訴訟ではなく、実施機関による条件付き提供や部分開示決定に対する損害賠償請求訴訟だという点である。もっとも、本件では、被告が原告の主張をほぼ全面的に受け入れており、ほとんど争っていない。なぜなら、事件発生直後、教育長や校長がいじめの存在に否定的な立場をとっていたが、その後すぐに大津市長選挙があり、新市長が被害者と積極的に和解に応じる姿勢をとったからである⁸。ところで、通常、実施機関の付した条件に不服があれば、開示請求をなせばよいのであり、不開示・部分開示の決定に不服があれば不服審査を経て決定の取消訴訟を提起することになる。しかし、本件では、開示の前段階たる条件付き提供が問題となっており、この問題を争点とする判例は見当たらない⁹。

(4) 判旨について

本件条件付き提供については、校長Cの行為は「やむを得ない面があった」としつつ、被告も認める通り、原告の予定していた調査を事実上不可能とする結果を生じさせたことに、違法性があると判断した。要するに、「原告の希望へ配慮せずに一律部外秘を求めたことが条件付開示の裁量を逸脱していた¹⁰」というのである。本件部分開示決定については、「不当であったとはいえない」としつつ、Aに対して行為をした者の個人名およびA以外の個人名を除く部分は、開示しても事務遂行を不当に阻害するおそれはなかったので、違法性があると判断した。慰謝料支払いの請求額が100万円であったところ、本判決において30万円まで減額されたのは、裁判所が、結論としては原告の主張を認めながらも、被告の行為にも合理性がなかったとはいえないと考えたというのもあるからだと思われる。

⁸ 大林・前掲注3・18-19頁。長尾・前掲注6・235頁。

⁹ 大林・前掲注3・19頁。

¹⁰ 大林・同前。

6. 本判決の検討

(1) 独自調査希望に対する措置要求の必要性について

本件条例第14条では、実施機関が保有個人情報を提供する際、「必要があると認めるとき」には、受領者に対し、利用の目的・方法に制限を付すなど、「必要な措置を講ずることを求める」と定める。「必要があると認めるとき」に該当するかどうかは、「提供される保有個人情報の性質、提供方法、受領者における利用目的や利用方法等を総合的に勘案して、個別具体的に判断することになる¹¹⁾」。例えば、受領者が個人情報を提供目的外で使用するおそれがあったり、受領者の安全確保のレベルが不十分であったりする場合であれば、「必要があると認めるとき」に該当すると考えられる¹²⁾。本判決は、本件一覧表②については、個人名は黒塗りがされていたが、「何をどうした」欄の記載は、「箇所によっては、その内容から推測するなどして回答者が特定される可能性がないとまではいえない」と述べた。また、原告が校長Cへ、Aの自殺の原因についてアンケート調査の結果を在校生に見せながら独自に調査したいと考えていると話していることから、「部外秘とすることを求めたこと自体については、やむを得ない側面があったことは否定できない」と述べた。つまり、原告による独自調査は、受領者たる原告以外の個人情報に配慮するものでなければならないから、校長Cは提供の際に条件を付したのであり、「この時点では裁量の逸脱濫用は見当たらない¹³⁾」のである。

(2) 部外秘という措置の妥当性について

問題は、部外秘という条件が、裁量の濫用に当たらないかということである。本判決は、「本件各一覧表等の利用を一切禁止するまでの必要性はな」く、原

¹¹⁾ 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第3版〕』（2009年、有斐閣）97頁。右崎正博＝多賀谷一照＝田島泰彦＝三宅弘編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』別冊法学セミナー224号（2013年、日本評論社）291頁〔下井康史執筆〕を参照。

¹²⁾ 総務省行政管理局監修＝行政情報システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説〔増補版〕』（2005年、ぎょうせい）45頁。右崎ほか編・同前を参照。

¹³⁾ 大林・前掲注3・20頁。

告への情報提供に当たっては、「原告の…希望についても一定の配慮をすべきであった」と述べた。また、校長Cが原告へ、一律部外秘とする旨が記載された確約書への署名捺印および提出をさせたため、「原告の予定していた調査を、事実上不可能とする結果を生じさせた」と述べた。つまり、原告による独自調査を「著しく妨げてしまうような過度に強い制限を課してはならない¹⁴」のである。なお、総務省行政管理局長通知は、必要な措置を要求する際、「提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲および記録項目、利用形態等について書面を取り交わすこと¹⁵」としていることから、本件において、校長Cが確約書の提出を求めたこと自体は不適切であったとは言えない。本判決が問題としたのは、確約書の内容なのである。わが子Aの自殺原因に関する情報の提供に際して、学校が原告の希望に配慮しなかったことを「裁判所が違法としたことは大きい¹⁶」であろう。

(3) 本件部分開示決定の違法性について

本件条例18条では、本人から自己情報の開示請求があった際には、不開示情報が含まれている場合を除き、「保有個人情報を開示しなければならない」と定める。つまり、本件条例において、自己情報の本人開示は、原則あるいは義務であると考えられる¹⁷。では、本件の開示請求対象文書には、不開示情報が含まれていないのだろうか。また、含まれていたとしても、開示により失われる教育委員会・学校、あるいは、アンケート回答者の利益は小さいと言えるのだろうか¹⁸。

¹⁴ 大林・同前。

¹⁵ 総務省行政管理局長「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（平16・9・14総管情84号）。右崎ほか編・前掲注11・291頁を参照。

¹⁶ 大林・前掲注3・20頁

¹⁷ 磯部哲は、行政機関個人情報保護法14条柱書の趣旨について、「本法においては、自己を本人とする保有個人情報の開示請求が適法になされた場合、開示請求に係る保有個人情報は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該請求者に開示されなければならない」と解説する。右崎ほか編・前掲注11・302-304頁〔磯部執筆〕を参照。

¹⁸ 保有個人情報の開示・不開示の判断について、開示によって失われる実施機関の利

まず、本判決は、本件一覧表には、A に対する行為をした者の個人名が記載されていたことから、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」(2号)に該当すると述べた。本件一覧表には、アンケート回答者の感情や正義観が直接的に反映されるわけではないことから、それらが開示されても、回答者のプライバシーが侵されるおそれはない。しかし、前述の通り、加害生徒の個人名が記載されており¹⁹、また、「日時」・「場所」・「行為」の記載から回答者が特定される可能性はあるから²⁰、それらが開示されると、A に対して何らかの行為をした生徒から報復を受けたり、逆に、目撃していながら制止したり報告したりしなかったと非難されるおそれがあると考えられる。本判決の述べる開示による不利益は具体性に乏しいが、結論として、2号に該当するという指摘は妥当であろう。

次に、本判決は、今後、B 中学校で同種のアンケートを実施する際に生徒からの協力が十分に得られないかもしれないので、「調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報」(7号ウ)にも該当すると述べた。

益と不開示によって失われる請求者の利益の比較衡量によるべきだという主張として、米沢広一「教育個人情報の保護(下)」法学教室 193号(1996年)115頁、安達和志「いじめ自殺生徒に関する市立中学校作文不開示決定の適法性」法学教室 207号(1997年)103頁、兼子仁=蛭田政弘『学校の個人情報保護・情報公開』(2007年、ぎょうせい)83頁〔兼子執筆〕。

¹⁹ 請求者以外の個人情報が含まれることを指摘するものとして、兼子=蛭田・前掲注 18・85頁〔兼子執筆〕。また、市川須美子は、町田いじめ自殺事件における教育委員会の対応を批判して、「同一の文書に複数の個人情報が含まれる複合個人情報については、請求者以外の個人情報主体の匿名化など、請求者以外の者の個人情報保護と両立できる形での個人情報開示の方法が工夫されるべき」だと述べる(市川『学校教育裁判と教育法』(2007年、三省堂)240頁)。

²⁰ 松井茂記は、「特定の生徒に対する特定の体罰やいじめに関して公開請求すれば、その内容が特定の生徒に関するものであることが明らかになってしまうため、個人情報として非公開とされざるをえない」と述べる。しかし、続けて「例えばある年度を区切ってその間に生じた体罰に関する報告書すべてについて公開請求をすれば、基本的には対象となった子どもや教師が特定されうる部分(氏名や学校名など)や第三者に関わる部分は個人情報として非公開とされても、それ以外の部分は非公開とすべき理由は見当たらないように思われる」と指摘する。松井「教育情報の公開と本人開示」国際公共政策研究 4巻 1号(2000年)48頁。

前述のような報復や非難のおそれがあれば、生徒はいじめ調査のアンケートに答えたがらなくなり、結果として実態把握や生活指導が困難になったりするおそれがないとは言えない²¹。やはり、7号ウに該当するというのも妥当であろう。

そして、本判決は、本件部分開示処分がなされた平成23年12月7日時点の状況からすると、本件一覧表原本および本件文書①の記載内容のうち、Aに対する行為をした者の個人名およびA以外の個人名を除く部分については、不開示情報には該当しないと判断した。本件処分時点の具体的な状況について判決文からは読み取れないが、本件一覧表原本については、本件条例18条の趣旨からすると、Aに対する行為をした者の個人名およびA以外の個人名を除く部分は不開示とする必要はなかったので、本件処分を違法と判断したのは妥当であったと思われる。情報請求訴訟の判決としては、至極普通である。

しかし、本件文書①については、本判決と私見は異なる。いじめにかかる生徒作文の性質に関連して、町田訴訟の第一審判決は、作文を開示すると、「生徒指導としての作文において、生徒として認識、評価した事実が当該個人の認識、評価を超えて客観的事実情報として取り扱われる」ことにより、「同様の生活指導としての作文において、自由な認識、評価を記載することが抑制され、又は赤裸々な心情の吐露、真摯な内省等を期待し得なくなる」ことから、不開示事由に該当すると判断した²²。学校でいじめ行為やその被害が実際に発生すると、いじめの行為・被害につき、思いや考えを表明させたり、事実認識を整理させたりすることにより、生徒自身の思考や行動への内省を促し、あるいは、いじめの行為・被害の実態を把握するため、学校は、全校、学年あるいは学

²¹ 坂田仰は、町田訴訟の第一審判決を評価して、「ここでより注目すべき点は、判決が生徒指導のツールとしての作文の性格をしっかりと認識している点である。…開示によって生じる可能性のある危険を列挙し、生徒指導のツールとして作文が有する機能の低下を防ぐという点に力点を置いている」と述べる（坂田『学校現場における教育法規実践学〔上巻〕学校トラブル—生徒指導・保護者対応編』（2014年、教育開発研究所）102-103頁）。

²² 判例タイムズ967号137頁を参照。

級の生徒へ、作文を書かせることがある²³。本件文書①は、生徒2名により第1回アンケート調査の回答としてワープロで作成されたものであるが、文書の性質としては作文と同じである。そこには、作成者の事実認識²⁴のほか、感情や正義観などのセンシティブ情報が含まれていると考えられる²⁵。そのため、記載内容から作成者が特定される可能性があることと考え合わせると、前述のような報復や非難のおそれだけでなく、プライバシーの侵害されるおそれがある²⁶。

いじめにかかる生徒作文の開示の方法に関連して、町田訴訟の第一審判決は、作文は「公開・開示を予定したものではなく、学校教育における生活指導の資料として利用されることがあり得るとしても、公開する情報の範囲、公開の方法、公開の時期等は、教師の教育的配慮に委ねられて」いることから、不開示事由に該当すると判断した²⁷。つまり、請求に基づいて文書が開示された場合、当該文書のその後の取り扱いについて制約をかけることができないため、いじめ行為やその被害の情報を保護者へ伝達する契機としては、望ましくないので

²³ 市川須美子は、町田いじめ自殺事件における教育委員会の対応を批判して、いじめにかかる作文の意義について、「個別生徒に対する指導以前に、学校として自殺事実の受けとめと事実説明が、当該中学校における生活指導上の課題であったはずであり、生活指導目的と事実調査目的とを二律背反的にとらえる必然性は認められない」と述べる（前掲注19・242頁）。

²⁴ 坂田仰は、いじめにかかる作文の性質について、「『作文の作成者がある事実を認識し、評価したことを示す情報』として管理され、教育に利用されるのが通常である。それゆえに、作文の内容については、『作成者の認識、評価を示す作成者の個人情報』として把握するべきものと考えられる」と述べる（坂田『学校教育紛争—事件の概要・判決・争点—』（2007年、春風社）39-40頁）。

²⁵ 坂田仰は、町田訴訟の第一審判決に関連して、「本件作文のように、自己の内面を吐露したセンシティブな情報である場合、その公開が『信頼関係』に与える影響は大きいといえる」と述べる（坂田編著『基礎からわかる学校の個人情報保護対策』（2005年、学事出版）120頁）。

²⁶ 坂田仰は、町田訴訟の第一審判決に関連して、「仮に当該作文がAの死に関する原因を明らかにするために書くものだとすることを生徒が熟知していたとしても、その公開範囲をどこまでとするかについては自己情報コントロール権の趣旨に鑑み、独立した要素として扱うべきである」と述べる（前掲注24・40頁）。

²⁷ 判例タイムズ967号136頁を参照。

ある。また、いじめ被害にかかる報告義務に関連して、富山訴訟の第一審判決は、学校は、「生徒の生命、身体、精神等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や現にそうした事態が発生した場合には、事態の状況やその原因、経緯、学校がどのような対応をとったか（あるいはとろうとしているか）等について、親権者に対し報告すべき義務を負っている」と判断した²⁸。つまり、いじめ行為やその被害の情報を保護者へ伝達するのは、要望や請求に応ずるまでもなく、学校の報告義務に基づいて行うべきなのである。いじめ行為に対する生徒の感情・正義観や事実認識を、原告に知らせるべきだというのであれば、学校の報告義務²⁹の一環として、独自調査において利用しないという条件を付して提供するという方法³⁰もあったのではないか。

おわりに

本件では、被告が原告の主張をほぼ全面的に受け入れており、ほとんど争っていない。また、実施機関による条件付き提供や部分開示決定に対する損害賠償請求訴訟だという点で、従前の情報請求訴訟とは異なる。しかし、本判決は、本件条件付き提供について「やむを得ない面があった」と言い、本件部分開示

²⁸ 判例タイムズ 1115号 207頁を参照。

²⁹ 市川須美子は、富山訴訟に関連して、いじめ報告義務の内容・必要性について、「治療もしくは心理的ケアが必要な被害の場合、その原因が学校事故であれ、体罰・いじめであれ、学校は、子どもの心身の安全に責任を負う監護権者、教育権者としての親（保護者）に、心身被害の態様・原因・経過等の状況説明を行う報告義務があり、それは、学校生活において学校・教師が負う安全義務の一内容に位置づけられる。…事故発生により直ちに治療もしくは対処を要するような心身被害が顕在化している事例では、家庭でのアフターケアの必要から、学校・教師の報告義務は当然に成立する。…子ども・生徒の被害が、障害・死亡をとまなうような重大なものである場合、被害者自身の回復のためにも、同種の被害の再発を防止するためにも、事実関係の究明・責任の所在、再発防止のための対策など、単なる事故発生の通知のとどまらない報告内容にならざるをえない」と主張する（前掲注 19・249頁）。

³⁰ 本件において同意の必要性は問題となっていないが、特に本件文書①については、原告への提供に当たり、作成者から同意を得ておく必要があったように思われる。町田訴訟に関連して、同意の必要性に触れたものとして、安達和志・前掲注 18・103頁、市川須美子・前掲注 19・243頁、坂田仰・前掲注 24・102頁。

決定についても「不当であったとはいえない」と述べている。そうすると、今後、同種の事案について取消訴訟が提起された場合、原告の主張に沿うような判旨にならない可能性があると考えられる³¹。また、条件付き提供の問題については判例が見当たらないため、本判決は、「重要な先例となる可能性が高い³²」と言える。

現在、いじめを原因として生徒が自殺した場合には、前述の文部科学省初等中等教育局長通知に基づき、学校が背景調査一覧表を作成することになっている。したがって、今後、学校からの情報提供や保護者からの開示請求においては、作文用紙やアンケート用紙という一次資料ではなく、背景調査一覧表という二次資料を対象文書にするという方向性もあると思われる³³。そうなることにより、在校生にとっては、提供や開示を気にすることなく、いじめの行為・被害に対する事実認識や感情・正義観を学校へ伝えることができるようになる。また、被害生徒の保護者にとっても、わが子に対するいじめの実態を知ることができるようになる。そして、学校にとっては、実態把握と生徒指導に取り組むとともに、保護者への報告義務を果たすことができるようになるだろう。

《参考文献》

米沢広一「教育個人情報の保護（下）」法学教室 193号（1996年）111-120頁
安達和志「いじめ自殺生徒に関する市立中学校作文不開示決定の適法性」法学

³¹ 大林啓吾は、「将来の同種の事件においては当事者の主張が判断に影響する可能性があり、常に本判決と同様の結果になるとは限らない」と指摘する（前掲注3・19頁）。

³² 大林・同前。

³³ なお、町田いじめ自殺事件に関連して、平成14年8月13日、町田市情報公開・個人情報保護審査会は、親による作文の開示請求を棄却したが、別紙を答申書に添付して親へ交付した。報道によれば、この別紙には、作文289点の内容について、「事件、自殺に関して知っていること」「学校の対応についての感想・意見」など6項目に整理し、作文作成者の識別できる部分や真偽の不明な部分を削除したものが記載されていた。「自死が平成三年、それから十一年、遺族の涙ぐましい努力があって、やっと常識的な処理がなされた」のである。采女博文「いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務」鹿児島大学法学論集 39巻1号（2005年）114頁を参照。

教室 207 号 (1997 年) 102-103 頁

松井茂記「教育情報の公開と本人開示」国際公共政策研究 4 巻 1 号 (2000 年)
37-58 頁

太田幸夫「自殺した市立中学校生徒の父親からの市の個人情報保護条例に基づ
く当該自殺に関する全校生徒の作文の開示請求に対して非開示とした教
育長の決定が相当とされた事例—中学生自殺事件作文開示訴訟控訴審判
決」判例タイムズ 1065 号 (2001 年) 338-339 頁

采女博文「いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務」鹿児島大学法学論集 39 巻
1 号 (2005 年) 59-130 頁

坂田仰・編著『基礎からわかる学校の個人情報保護対策』(2005 年、学事出版)

坂田仰『学校教育紛争—事件の概要・判決・争点—』(2007 年、春風社)

市川須美子『学校教育裁判と教育法』(2007 年、三省堂)

兼子仁 = 蛭田政弘『学校の個人情報保護・情報公開』(2007 年、ぎょうせい)

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第 3 版〕』(2010 年、有斐閣)

右崎正博 = 多賀谷一照 = 田島泰彦 = 三宅弘編『新基本法コンメンタール 情報
公開法・個人情報保護法・公文書管理法』別冊法学セミナー 224 号 (2013
年)

坂田仰『学校現場における教育法規実践学〔上巻〕学校トラブル—生徒指導・
保護者対応編』(2014 年、教育開発研究所)

早川和宏「親の教育情報請求権の存否—学校の事故・いじめ報告義務の内容と
程度」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』(2014 年、法律文化社)
346-349 頁

大林啓吾「天津市いじめ関連文書に関する条件付提供の違法性〈天津地裁平
成 26 年 1 月 14 日判決〉」季報情報公開・個人情報保護 54 号 (2014 年)
17-20 頁